

平成25年 障害者雇用状況の集計結果（平成25年6月1日現在）

～ 実雇用率1.93%に上昇するも法定雇用率（2.0%）に届かず ～

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。同法では、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求めています。

岡山労働局では、今般、岡山県内に本社を置く民間企業及び公的機関について、平成25年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をとりまとめました。

なお、法定雇用率は平成25年4月1日に改定され、初めての集計結果となります。
（民間企業の場合は1.8%→2.0%）

◎ ポイント

【民間企業】（法定雇用率2.0%）

- 雇用障害者数は5,077.5人と過去最高を更新
- 全体の実雇用率は1.93%（対前年比で0.11ポイント上昇）
- 法定雇用率を達成している企業の割合は47.9%（対前年比で1.9ポイント低下）
- 実雇用率（全国は1.76%）、雇用率達成企業の割合（全国は42.7%）ともに全国数値を上回った
- 実雇用率を企業規模別で見ると、300人～500人未満規模の企業が、1.73%と最も低い水準

【公的機関】（同2.3%、都道府県などの教育委員会は2.2%）

- 法定雇用率が2.3%の県の機関では、すべての機関が法定雇用率を達成
- 法定雇用率が2.3%の市町の機関では、75.6%の機関が法定雇用率を達成
- 法定雇用率が2.2%の県等の教育委員会では、66.7%の機関が法定雇用率を達成

このような状況を踏まえ、岡山労働局としては、

- ・ 民間企業については、その取組状況に応じた雇用率達成指導を実施
- ・ 公的機関については、民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、機関に対し呼び出し等による厳正な達成指導を実施

【結果の概要】

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

民間企業（50人以上規模の企業；法定雇用率2.0%）に雇用されている障害者の数は5,077.5人で、過去最高となった。

雇用者のうち、身体障害者は3,304.0人、知的障害者は1,482.5人、精神障害者は291.0人であった。

実雇用率は1.93%（前年は1.82%）であった。

また、法定雇用率達成企業の割合は47.9%（同49.8%）であった。

〈総括表1、別紙1、別紙2参照〉

○ 企業規模別の状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、今年から新たに報告対象となった50～56人未満規模企業では102.5人、56～100人未満で774.0人、100～300人未満で1,525.0人、300～500人未満で552.5人、500～1,000人未満で649.0人、1,000人以上で1,474.5人であった。

民間企業全体の実雇用率（1.93%）と比較すると、

※ 50～56人未満規模企業(2.07%)、56～100人未満（2.06%）、100～300人未満（1.95%）、1,000人以上(1.93%)については上回った。

※ 300～500人未満規模企業（1.73%）、500～1,000人未満（1.92%）については下回った。

法定雇用率達成企業の割合は、50～56人未満規模企業が43.6%、56～100人未満が50.6%、100～300人未満が46.8%、300～500人未満が48.3%、500～1,000人未満が45.1%、1,000人以上が36.7%であった。

〈別紙1、別紙2参照〉

○ 産業別の状況

産業別に見ると、雇用されている障害者の数は、「農・林・漁業」が18.0人、「建設業」が63.0人、「製造業」が1,308.5人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が8.0人、「情報通信業」が70.0人、「運輸業・郵便業」が225.0人、「卸売業・小売業」が819.0人、「金融業・保険業」が132.0人、「不動産業・物品賃貸業」が30.5人、「学術研究、専門・技術サービス業」が55.5人、「宿泊業・飲食サービス業」が70.5人、「生活関連サービス業・娯楽業」が40.5人、「教育、学習支援業」が509.0人、「医療・福祉業」が1,312.5人、「複合サービス業」が77.0人、「サービス業」が338.5人であった。

実雇用率では、「医療・福祉」（2.79%）、「製造業」（2.02%）の2業種は法定雇用率（2.0%）を上回っている。

〈別紙1、別紙2参照〉

2 地方公共団体における在職状況

- 地方公共団体の機関(法定雇用率 2.3%)に在籍している障害者の数は 469.0 人、実雇用率は 2.23%であった。

43 機関中 33 機関が達成。

雇用率達成機関の割合は 76.7%と全国平均(82.7%)を下回っている。

【法定雇用率 2.3%が適用される未達成機関】

総社市教育委員会、浅口市教育委員会、津山市、玉野市、井原市、浅口市、和気町、吉備中央町、真庭市病院事業、

※瀬戸内市は 10 月 24 日現在において、障害者の数 10.5 人、実雇用率 2.31%、不足数 0.0 人となっている。

〈総括表 2(1)(2)、別紙 3、別紙 4 参照〉

- 2.2%の法定雇用率が適用される県等の教育委員会に在籍している障害者の数は 299.0 人、実雇用率は 2.02%であった。

6 機関中 4 機関が達成。

雇用率達成機関の割合は 66.7%と全国平均(57.6%)を上回っている。

【2.2%の法定雇用率が適用される未達成機関】

岡山県教育委員会、岡山市教育委員会

〈総括表 2(3)、別紙 3、別紙 4 参照〉

3 独立行政法人等における在職状況

- 独立行政法人等(法定雇用率 2.3%)に雇用されている障害者の数は 84.0 人、実雇用率は 2.46%であった。

3 機関中 2 機関が達成。

雇用率達成機関の割合は 66.7%と全国平均(67.0%)を下回っている。

【未達成機関】

公立大学法人新見公立大学

〈総括表 3、別紙 5 参照〉

平成25年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
民間企業	262,754.0 人 (250,613.5 人)	5,077.5 人 (4,566.0 人)	1.93 % (1.82 %)	623 / 1,301 (583 / 1,171)	47.9 % (49.8 %)

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	4,452.0 人 (4,513.0 人)	107.0 人 (101.0 人)	2.40 % (2.24 %)	2 / 2 (2 / 3)	100.0 % (66.7 %)
岡山県知事部局	3,877.0 人 (3,835.0 人)	91.0 人 (87.0 人)	2.35 % (2.27 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)
その他の県の機関	575.0 人 (678.0 人)	16.0 人 (14.0 人)	2.78 % (2.06 %)	1 / 1 (1 / 2)	100.0 % (50.0 %)

(2) 市町等の機関(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町等の機関	16,617.5 人 (16,481.5 人)	362.0 人 (345.0 人)	2.18 % (2.09 %)	31 / 41 (32 / 40)	75.6 % (80.0 %)

(3) 法定雇用率2.2%が適用される県等の教育委員会

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	14,820.5 人 (14,974.0 人)	299.0 人 (282.5 人)	2.02 % (1.89 %)	4 / 6 (5 / 6)	66.7 % (83.3 %)
岡山県教育委員会	10,151.0 人 (10,174.0 人)	210.5 人 (205.0 人)	2.07 % (2.01 %)	0 / 1 (1 / 1)	0.0 % (100.0 %)
市町教育委員会	4,669.5 人 (4,800.0 人)	88.5 人 (77.5 人)	1.90 % (1.61 %)	4 / 5 (4 / 5)	80.0 % (80.0 %)

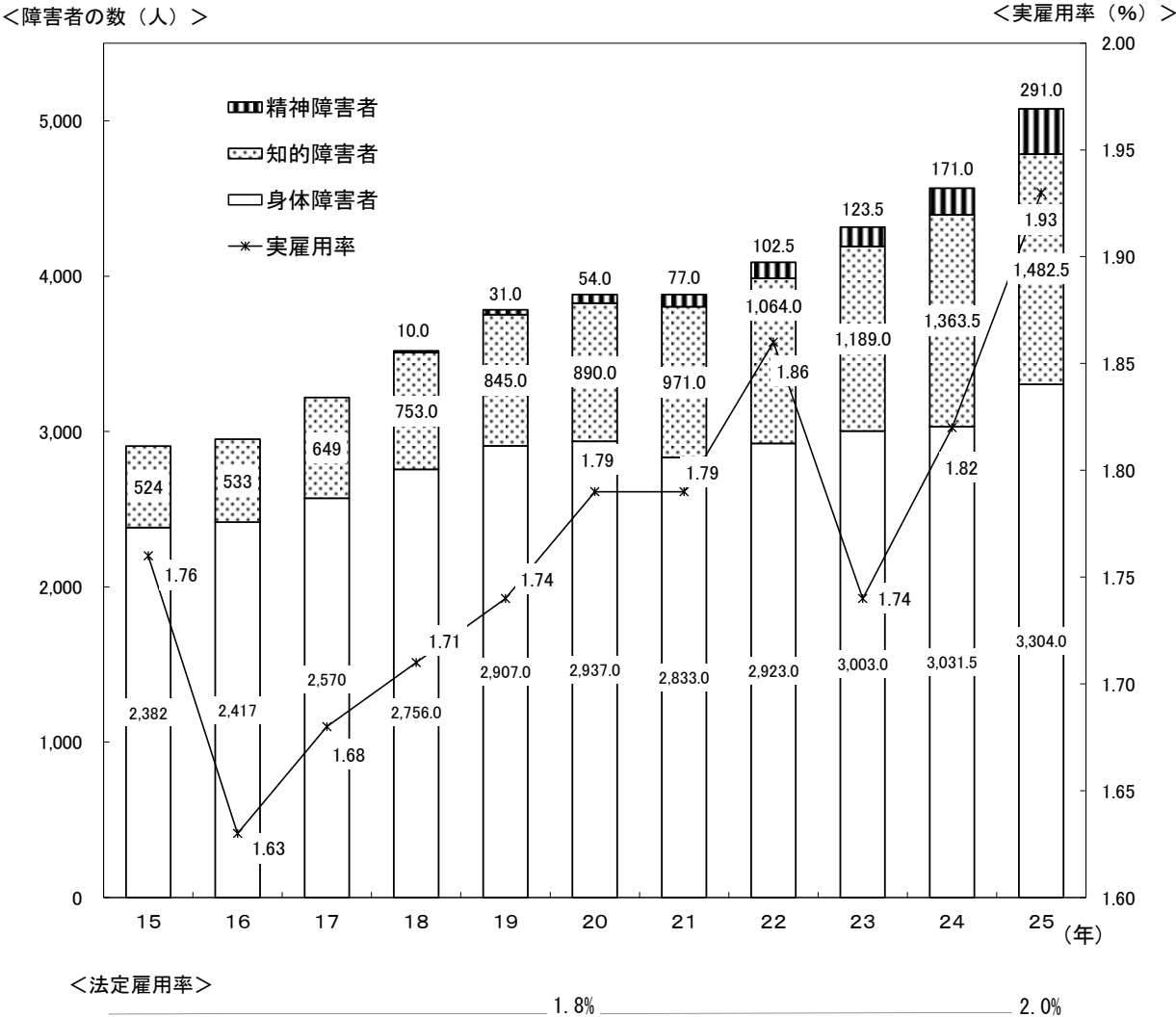
3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
国立・公立大学法人	3,420.0 人 (3,340.0 人)	84.0 人 (77.0 人)	2.46 % (2.31 %)	2 / 3 (2 / 2)	66.7 % (100.0 %)

- 注 1 1の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 4 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県教育委員会及び一定の市町教育委員会である。
- 5 () 内は、平成24年6月1日現在の数値である。
- なお、法定雇用率は平成25年4月1日に改定されています（民間企業の場合は 1.8%→2.0%）。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注 1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年は50人以上規模の企業）についての集計である。

注 2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで	- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） - 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） - 重度身体障害者である短時間労働者 - 重度知的障害者である短時間労働者	平成23年度以降	- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） - 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） - 重度身体障害者である短時間労働者 - 重度知的障害者である短時間労働者 - 精神障害者 - 身体障害者である短時間労働者（身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） - 知的障害者である短時間労働者 - 知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） - 精神障害者である短時間労働者 - 精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
平成18年度以降	- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） - 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） - 重度身体障害者である短時間労働者 - 重度知的障害者である短時間労働者 - 精神障害者 - 精神障害者である短時間労働者 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）		

注 3：平成16年4月、除外率制度の縮小（10％カット）

注 4：平成22年7月、短時間労働者の対象拡大、除外率制度の縮小（10％カット）

(別紙1)

民間企業における障害者の雇用状況

岡山労働局職業対策課

平成25年6月1日現在

民間企業における雇用状況

項目			障 害 者 の 数					③	④	⑤	
①	②	A	B	C	D	E					
企業数	法定常用 労働者数	重度障害者 (常用)	重度障害者 (常用)である 短時間労働者	重度障害者 (常用)以外の 障害者	重度障害者 (常用)以外の 短時間労働者	計 A×2+B+C +D×0.5	実雇用率 E÷② ×100	雇用率 達成 企業数	雇用率 達成企業 の割合		
産 業 別											
計	企業 1,301 (1,171)	人 262,754.0 (250,613.5)	人 1,216 (1,134)	人 243 (154)	人 2,099 (1,939)	人 607 (410)	人 5,077.5 (4,566.0)	% 1.93 (1.82)	企業 623 (583)	% 47.9 (49.8)	
農・林・漁業	7 (7)	934.5 (916.0)	4 (4)	0 (0)	9 (9)	2 (2)	18.0 (18.0)	1.93 (1.97)	4 (4)	57.1 (57.1)	
建設業	30 (26)	4,312.0 (4,046.5)	18 (18)	1 (0)	26 (23)	0 (0)	63.0 (59.0)	1.46 (1.46)	13 (13)	43.3 (50.0)	
製造業	379 (344)	64,931.0 (62,440.5)	358 (322)	16 (12)	566 (528)	21 (14)	1,308.5 (1,191.0)	2.02 (1.91)	228 (205)	60.2 (59.6)	
電気・ガス・熱供給 ・水道業	3 (2)	417.5 (341.0)	1 (1)	0 (0)	6 (4)	0 (0)	8.0 (6.0)	1.92 (1.76)	3 (2)	100.0 (100.0)	
情報通信業	40 (34)	5,732.0 (5,280.5)	22 (22)	0 (0)	26 (28)	0 (0)	70.0 (72.0)	1.22 (1.36)	9 (13)	22.5 (38.2)	
運輸業・郵便業	84 (75)	13,780.5 (13,033.0)	44 (41)	5 (2)	126 (121)	12 (6)	225.0 (208.0)	1.63 (1.60)	47 (42)	56.0 (56.0)	
卸売業・小売業	207 (190)	51,668.5 (50,226.0)	143 (128)	82 (40)	331 (318)	240 (135)	819.0 (681.5)	1.59 (1.36)	74 (70)	35.7 (36.8)	
金融業・保険業	15 (15)	8,484.5 (8,463.5)	30 (27)	1 (0)	69 (62)	4 (5)	132.0 (118.5)	1.56 (1.40)	3 (4)	20.0 (26.7)	
不動産業・物品賃貸業	16 (17)	2,286.5 (2,447.0)	9 (10)	0 (0)	11 (16)	3 (4)	30.5 (38.0)	1.33 (1.55)	7 (10)	43.8 (58.8)	
学術研究、 専門・技術サービス業	18 (16)	4,027.0 (3,923.5)	16 (13)	0 (0)	22 (26)	3 (4)	55.5 (54.0)	1.38 (1.38)	5 (6)	27.8 (37.5)	
宿泊業 ・飲食サービス業	42 (39)	4,878.0 (4,712.0)	16 (13)	5 (4)	25 (21)	17 (14)	70.5 (58.0)	1.45 (1.23)	17 (13)	40.5 (33.3)	
生活関連サービス業 ・娯楽業	39 (27)	4,135.5 (3,546.5)	7 (8)	4 (1)	20 (22)	5 (1)	40.5 (39.5)	0.98 (1.11)	14 (10)	35.9 (37.0)	
教育、学習支援業	28 (29)	27,297.0 (25,584.0)	124 (119)	19 (15)	233 (185)	18 (13)	509.0 (444.5)	1.86 (1.74)	6 (10)	21.4 (34.5)	
医療・福祉	285 (258)	47,001.5 (44,196.0)	325 (311)	98 (71)	435 (409)	259 (195)	1,312.5 (1,199.5)	2.79 (2.71)	147 (131)	51.6 (50.8)	
複合サービス事業	14 (12)	5,265.0 (5,236.0)	17 (18)	3 (2)	39 (36)	2 (2)	77.0 (75.0)	1.46 (1.43)	4 (4)	28.6 (33.3)	
サービス業（他に分類さ れないもの）	94 (80)	17,603.0 (16,221.5)	82 (79)	9 (7)	155 (131)	21 (15)	338.5 (303.5)	1.92 (1.87)	42 (46)	44.7 (57.5)	
従 業 員 規 模 別	300人未満	1,131 (999)	120,691.0 (111,839.5)	568 (513)	135 (69)	947 (879)	367 (219)	2,401.5 (2,083.5)	1.99 (1.86)	546 (488)	48.3 (48.8)
	50～56人未満	94 (－)	4,963.0 (－)	18 (－)	15 (－)	41 (－)	21 (－)	102.5 (－)	2.07 (－)	41 (－)	43.6 (－)
	56～100人未満	522 (501)	37,600.5 (36,672.5)	193 (191)	46 (21)	292 (287)	100 (129)	774.0 (754.5)	2.06 (2.06)	264 (243)	50.6 (48.5)
	100～300人未満	515 (498)	78,127.5 (75,167.0)	357 (322)	74 (48)	614 (592)	246 (90)	1,525.0 (1,329.0)	1.95 (1.77)	241 (245)	46.8 (49.2)
	300人以上	170 (172)	142,063.0 (138,774.0)	648 (621)	108 (85)	1,152 (1,060)	240 (191)	2,676.0 (2,482.5)	1.88 (1.79)	77 (95)	45.3 (55.2)
	300～500人未満	89 (91)	31,990.0 (32,386.5)	151 (142)	14 (10)	228 (248)	17 (15)	552.5 (549.5)	1.73 (1.70)	43 (50)	48.3 (54.9)
	500～1,000人未満	51 (50)	33,817.0 (32,542.5)	182 (160)	10 (5)	262 (240)	26 (19)	649.0 (574.5)	1.92 (1.77)	23 (29)	45.1 (58.0)
	1,000人以上	30 (31)	76,256.0 (73,845.0)	315 (319)	84 (70)	662 (572)	197 (157)	1,474.5 (1,358.5)	1.93 (1.84)	11 (16)	36.7 (51.6)

全国状況

全 国	① 企業数	② 法定常用 労働者数	障 害 者 の 数					③ 実雇用率 E÷② ×100	④ 雇用率 達成 企業数	⑤ 雇用率 達成企業 の割合
			A 重度障害者 (常用)	B 重度障害者 (常用)である 短時間労働者	C 重度障害者 (常用)以外 の障害者	D 重度障害者 (常用)以外の 短時間労働者	E 計 A×2+B+C +D×0.5			
計	企業 85,314 (76,308)	人 23,213,401.0 (22,577,527.0)	人 99,560 (95,164)	人 11,197 (9,806)	人 184,179 (170,977)	人 28,903 (22,505)	人 408,947.5 (382,363.5)	% 1.76 (1.69)	36,413 (35,694)	% 42.7 (46.8)

- (注) 1 障害者とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。また、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間障害者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 2 対象企業は県内に本社を置く企業で、従業員規模50人以上のもの。(民間企業における法定雇用率 2.0%)
- 3 ()内は、平成24年6月1日現在の数値である。
なお、法定雇用率は平成25年4月1日に改定されています(民間企業の場合は1.8%→2.0%)。

障 害 種 別 の 雇 用 状 況

岡山労働局職業対策課
平成25年6月1日現在

民間企業における雇用状況

項 目		身体障害者の数					知的障害者の数					精神障害者の数			
		障害者の数					障害者の数					障害者の数			
		A 重度障害者 (常用)	B 重度障害者 (常用)である 短時間労働者	C 重度障害者 (常用)以外 の障害者	D 重度障害者 (常用)以外の 短時間労働者	E 計 A×2+B +C+D/2	A 重度障害者 (常用)	B 重度障害者 (常用)である 短時間労働者	C 重度障害者 (常用)以外 の障害者	D 重度障害者 (常用)以外の 短時間労働者	E 計 A×2+B +C+D/2	C 常用の 精神障害 者数	D 短時間の 精神障害 者数	E 計 C+D×0.5	
産 業 別	人 5,077.5 (4,566.0)	人 905 (846)	人 145 (84)	人 1,249 (1,187)	人 200 (137)	人 3,304.0 (3,031.5)	人 311 (288)	人 98 (70)	人 658 (633)	人 209 (169)	人 1,482.5 (1,363.5)	人 192 (119)	人 198 (104)	人 291.0 (171.0)	
計	人 5,077.5 (4,566.0)	人 905 (846)	人 145 (84)	人 1,249 (1,187)	人 200 (137)	人 3,304.0 (3,031.5)	人 311 (288)	人 98 (70)	人 658 (633)	人 209 (169)	人 1,482.5 (1,363.5)	人 192 (119)	人 198 (104)	人 291.0 (171.0)	
農・林・漁業	18.0 (18.0)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	7.5 (7.5)	1 (1)	0 (0)	8 (8)	1 (1)	10.5 (10.5)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
建設業	63.0 (59.0)	18 (18)	1 (0)	26 (23)	0 (0)	63.0 (59.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
製造業	1,308.5 (1,191.0)	289 (267)	13 (6)	374 (351)	10 (6)	970.0 (894.0)	69 (55)	3 (6)	160 (156)	10 (7)	306.0 (275.5)	32 (21)	1 (1)	32.5 (21.5)	
電気・ガス・熱供給 ・水道業	8.0 (6.0)	1 (1)	0 (0)	6 (3)	0 (0)	8.0 (5.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (1)	0 (0)	0.0 (1.0)	
情報通信業	70.0 (72.0)	21 (21)	0 (0)	19 (22)	0 (0)	61.0 (64.0)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	6.0 (6.0)	3 (2)	0 (0)	3.0 (2.0)	
運輸業・郵便業	225.0 (208.0)	41 (39)	5 (2)	108 (108)	7 (3)	198.5 (189.5)	3 (2)	0 (0)	13 (11)	2 (1)	20.0 (15.5)	5 (2)	3 (2)	6.5 (3.0)	
卸売業・小売業	819.0 (681.5)	127 (106)	53 (28)	182 (176)	105 (69)	541.5 (450.5)	16 (22)	29 (12)	116 (122)	54 (43)	204.0 (199.5)	33 (20)	81 (23)	73.5 (31.5)	
金融業・保険業	132.0 (118.5)	28 (27)	0 (0)	57 (56)	3 (4)	114.5 (112.0)	2 (0)	1 (0)	4 (3)	0 (1)	9.0 (3.5)	8 (3)	1 (0)	8.5 (3.0)	
不動産業・物品賃貸業	30.5 (38.0)	9 (9)	0 (0)	9 (12)	0 (1)	27.0 (30.5)	0 (1)	0 (0)	2 (4)	3 (3)	3.5 (7.5)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
学術研究、 専門・技術サービス業	55.5 (54.0)	16 (13)	0 (0)	13 (18)	2 (3)	46.0 (45.5)	0 (0)	0 (0)	5 (6)	1 (1)	5.5 (6.5)	4 (2)	0 (0)	4.0 (2.0)	
宿泊業 ・飲食サービス業	70.5 (58.0)	12 (10)	4 (2)	14 (15)	5 (3)	44.5 (38.5)	4 (3)	1 (2)	6 (5)	9 (9)	19.5 (17.5)	5 (1)	3 (2)	6.5 (2.0)	
生活関連サービス業 ・娯楽業	40.5 (39.5)	5 (7)	4 (1)	13 (15)	4 (0)	29.0 (30.0)	2 (1)	0 (0)	5 (4)	0 (0)	9.0 (6.0)	2 (3)	1 (1)	2.5 (3.5)	
教育、学習支援業	509.0 (444.5)	79 (80)	7 (4)	93 (85)	6 (7)	261.0 (252.5)	45 (39)	12 (11)	103 (82)	1 (0)	205.5 (171.0)	37 (18)	11 (6)	42.5 (21.0)	
医療・福祉	1,312.5 (1,199.5)	170 (158)	50 (33)	211 (196)	41 (29)	621.5 (559.5)	155 (153)	48 (38)	186 (185)	122 (98)	605.0 (578.0)	38 (28)	96 (68)	86.0 (62.0)	
複合サービス事業	77.0 (75.0)	16 (16)	1 (1)	29 (27)	1 (1)	62.5 (60.5)	1 (2)	2 (1)	3 (2)	1 (1)	7.5 (7.5)	7 (7)	0 (0)	7.0 (7.0)	
サービス業（他に分類 されないもの）	338.5 (303.5)	70 (71)	7 (7)	94 (79)	15 (10)	248.5 (233.0)	12 (8)	2 (0)	43 (41)	5 (4)	71.5 (59.0)	18 (11)	1 (1)	18.5 (11.5)	
従 業 員 規 模 別	300人未満	2,401.5 (2,083.5)	362 (313)	72 (29)	597 (552)	88 (48)	1,437.0 (1,231.0)	206 (200)	63 (40)	287 (283)	137 (98)	830.5 (772.0)	63 (44)	142 (73)	134.0 (80.5)
	50～56人未満	102.5 (－)	17 (－)	10 (－)	24 (－)	1 (－)	68.5 (－)	1 (－)	5 (－)	12 (－)	5 (－)	21.5 (－)	5 (－)	15 (－)	12.5 (－)
	56～100人未満	774.0 (754.5)	111 (109)	25 (9)	187 (173)	31 (15)	449.5 (407.5)	82 (82)	21 (12)	93 (99)	23 (56)	289.5 (303.0)	12 (15)	46 (58)	35.0 (44.0)
	100～300人未満	1,525.0 (1,329.0)	234 (204)	37 (20)	386 (379)	56 (33)	919.0 (823.5)	123 (118)	37 (28)	182 (184)	109 (42)	519.5 (469.0)	46 (29)	81 (15)	86.5 (36.5)
	300人以上	2,676.0 (2,482.5)	543 (533)	73 (55)	652 (635)	112 (89)	1,867.0 (1,800.5)	105 (88)	35 (30)	371 (350)	72 (71)	652.0 (591.5)	129 (75)	56 (31)	157.0 (90.5)
	300～500人未満	552.5 (549.5)	141 (134)	14 (10)	167 (179)	8 (9)	467.0 (461.5)	10 (8)	0 (0)	45 (58)	4 (1)	67.0 (74.5)	16 (11)	5 (5)	18.5 (13.5)
	500～1,000人未満	649.0 (574.5)	158 (149)	6 (3)	175 (168)	10 (3)	502.0 (470.5)	24 (11)	4 (2)	70 (61)	13 (16)	128.5 (93.0)	17 (11)	3 (0)	18.5 (11.0)
	1,000人以上	1,474.5 (1,358.5)	244 (250)	53 (42)	310 (288)	94 (77)	898.0 (868.5)	71 (69)	31 (28)	256 (231)	55 (54)	456.5 (424.0)	96 (53)	48 (26)	120.0 (66.0)

- (注) 1 障害者とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。また、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間障害者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 2 対象企業は県内に本社を置く企業で、従業員規模50人以上のもの。(民間企業における法定雇用率 2.0%)
- 3 ()内は、平成24年6月1日現在の数値である。
- なお、法定雇用率は平成25年4月1日に改定されています(民間企業の場合は 1.8%→2.0%)。

(別紙3)

地方公共団体における雇用状況

岡山労働局職業対策課
平成25年6月1日現在

地方公共団体における雇用状況

岡山県	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 雇用率達成機関数	⑥ 雇用率達成機関の割合
			A 重度身体障害者及び重度知的障害者	B 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$			
2.3%が適用される機関	機関 43 (43)	人 21,069.5 (20,994.5)	人 131 (122)	人 13 (8)	人 185 (188)	人 18 (12)	人 469.0 (446.0)	% 2.23 (2.12)	機関 33 (34)	% 76.7 (79.1)
2.2%が適用される機関	機関 6 (6)	人 14,820.5 (14,974.0)	人 71 (67)	人 1 (2)	人 153 (144)	人 6 (5)	人 299.0 (282.5)	% 2.02 (1.89)	機関 4 (5)	% 66.7 (83.3)

全国の状況

全国	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 $D \div ② \times 100$	⑤ 雇用率達成機関数	⑥ 雇用率達成機関の割合
			A 重度身体障害者及び重度知的障害者	B 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$			
2.3%が適用される機関	機関 2,516 (2,467)	人 1,377,096.5 (1,376,668.5)	人 8,369 (8,045)	人 578 (516)	人 14,800 (14,456)	人 1,305 (1,099)	人 32,768.5 (31,611.5)	% 2.38 (2.30)	機関 2,081 (2,142)	% 82.7 (86.8)
2.2%が適用される機関	機関 125 (121)	人 676,557.0 (673,631.0)	人 3,358 (3,219)	人 150 (123)	人 6,495 (5,973)	人 440 (287)	人 13,581.0 (12,677.5)	% 2.01 (1.88)	機関 72 (85)	% 57.6 (70.2)

- (注) 1 法定雇用率2.0%が適用される機関は、県の教育委員会及び一定の市町の教育委員会である。それ以外の機関は、法定雇用率2.1%が適用される。
- 2 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」について法律上、1人を2人に相当するものとしてしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 4 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ()内は平成24年6月1日現在の数値である。
- なお、法定雇用率は平成25年4月1日に改定されています。

公的機関の雇用状況

岡山労働局職業対策課
平成25年6月1日現在

1 県の機関の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合 計	4,452.0	107.0	2.40	0.0	
岡山県（知事部局）	3,877.0	91.0	2.35	0.0	
岡山県警察	575.0	16.0	2.78	0.0	

2 教育委員会の状況

法定雇用率2.2%	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
岡山県教育委員会	10,151.0	210.5	2.07	12.5	

合 計	4,669.5	88.5	1.90	16.5	
岡山市教育委員会	3,078.5	50.5	1.64	16.5	
倉敷市教育委員会	1,230.0	28.0	2.28	0.0	
玉野市教育委員会	102.0	2.0	1.96	0.0	
井原市教育委員会	159.0	6.0	3.77	0.0	
高梁市教育委員会	100.0	2.0	2.00	0.0	

法定雇用率2.3%					
合 計	1,416.5	27.0	1.91	3.0	
津山市教育委員会	129.5	3.0	2.32	0.0	
総社市教育委員会	177.0	2.0	1.13	2.0	
瀬戸内市教育委員会	157.0	4.0	2.55	0.0	
赤磐市教育委員会	122.5	2.0	1.63	0.0	
真庭市教育委員会	195.5	5.0	2.56	0.0	
浅口市教育委員会	121.0	1.0	0.83	1.0	
美作市教育委員会	261.0	6.0	2.30	0.0	
美咲町教育委員会	57.0	1.0	1.75	0.0	
和気町教育委員会	85.0	1.0	1.18	0.0	
鏡野町教育委員会	111.0	2.0	1.80	0.0	

3 市町等の機関の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合 計	15,201.0	335.0	2.20	13.5	
岡 山 市	3,604.5	83.5	2.32	0.0	
倉 敷 市	2,804.0	65.0	2.32	0.0	
津 山 市	639.5	13.0	2.03	1.0	
玉 野 市	608.5	10.0	1.64	3.0	
笠 岡 市	554.0	14.0	2.53	0.0	
井 原 市	362.5	7.0	1.93	1.0	
総 社 市	366.5	11.0	3.00	0.0	
高 梁 市	481.0	11.0	2.29	0.0	
新 見 市	336.0	8.0	2.38	0.0	
備 前 市	561.0	13.0	2.32	0.0	
瀬 戸 内 市	455.5	9.5	2.09	0.5	
赤 磐 市	361.0	8.5	2.35	0.0	
真 庭 市	544.0	12.0	2.21	0.0	
美 作 市	503.0	13.0	2.58	0.0	
浅 口 市	272.0	4.0	1.47	2.0	
和 気 町	142.0	1.0	0.70	2.0	
早 島 町	89.0	2.0	2.25	0.0	
里 庄 町	106.0	2.0	1.89	0.0	
矢 掛 町	216.5	6.0	2.77	0.0	
鏡 野 町	249.0	7.0	2.81	0.0	
勝 央 町	173.5	3.0	1.73	0.0	
奈 義 町	126.5	2.0	1.58	0.0	
美 咲 町	252.0	5.0	1.98	0.0	
久 米 南 町	118.0	2.0	1.69	0.0	
吉 備 中 央 町	204.0	1.0	0.49	3.0	
岡 山 市 水 道 局	291.5	6.5	2.23	0.0	
倉 敷 市 水 道 局	141.0	3.0	2.13	0.0	
岡 山 市 病 院 局	256.5	5.0	1.95	0.0	
玉 野 市 民 病 院	120.0	3.0	2.50	0.0	
井 原 市 民 病 院	163.5	3.0	1.83	0.0	
真 庭 市 病 院 事 業	99.0	1.0	1.01	1.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い（短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする）、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間短時間勤務については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
- したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 瀬戸内市は10月24日現在において、障害者の数10.5人、実雇用率2.31%、不足数0.0人となっている。

独立行政法人等における雇用状況

岡山労働局職業対策課
平成25年6月1日現在

独立行政法人等の状況（法定雇用率2.3％）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合 計	3,420.0	84.0	2.46	1.0	
国立大学法人 岡山大学	3,197.0	79.0	2.47	0.0	
公立大学法人岡山県立大学	177.5	5.0	2.82	0.0	
公立大学法人新見公立大学	45.5	0.0	0.00	1.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い（短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする）、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
- したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

全国の状況

全 国	① 機関数	② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる職 員数	③ 障 害 者 の 数					④ 実雇用率 D ÷ ② × 100	⑤ 雇用率達 成機関数	⑥ 雇用率達成 機関の割合
			A 重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 働者	C 重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者	D 重度以外の身 体障害者及び知 的障害者並びに 精神障害者であ る短時間労働者	E 計 A × 2 + B + C + D × 0.5			
計	機関 人 318 369,292.0 (305) (359,343.5)	人 2,137 (1,972)	人 112 (84)	人 3,885 (3,543)	人 196 (152)	人 8,369.0 (7,647.0)	% 2.27 (2.13)	機関 213 (227)	% 67.0 (74.4)	
独立行政法人等 (国立大学法人等を除く)	機関 人 100 180,015.5 (97) (176,481.0)	人 1,058 (983)	人 74 (51)	人 2,010 (1,849)	人 134 (102)	人 4,267.0 (3,917.0)	% 2.37 (2.22)	機関 76 (82)	% 76.0 (84.5)	
国立大学法人等	機関 人 90 137,104.5 (90) (134,784.5)	人 842 (792)	人 23 (22)	人 1,415 (1,286)	人 41 (40)	人 3,142.5 (2,912.0)	% 2.29 (2.16)	機関 64 (70)	% 71.1 (77.8)	
地方独立行政法人等	機関 人 128 52,172.0 (118) (48,078.0)	人 237 (197)	人 15 (11)	人 460 (408)	人 21 (10)	人 959.5 (818.0)	% 1.84 (1.70)	機関 73 (75)	% 57.0 (63.6)	

- 注 1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 () 内は平成24年6月1日現在の数値である。
- なお、法定雇用率は平成25年4月1日に改定されています。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | | |
|---------------|-------|---|-----------------------|--------|
| ○ 民間企業 | | { | 一般の民間企業 | 2. 0 % |
| | | | (50人以上規模の企業) | |
| | | | 特殊法人等 | 2. 3 % |
| | | | { 労働者数43.5人以上規模の特殊法人、 | |
| | | | 独立行政法人、国立大学法人等 | |
| ○ 国、地方公共団体 | | | | 2. 3 % |
| | | | (43.5人以上規模の機関) | |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | | | | 2. 2 % |
| | | | (45.5人以上規模の機関) | |

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

民間企業における障害者雇用状況

岡山労働局職業対策課

項目 年別	企業数	雇 用 状 況	常用労働者数	障害者数	雇 用 率 (%)		達成企業数	率 達 成 状 況 (%)		備 考
					岡山県	全 国		達成率	全 国	
昭和	52	634	114,694	1,846	1.61	1.09	406	64.0	52.8	雇用率 1.5%
	53	605	111,350	1,903	1.71	1.11	373	61.7	52.1	
	54	626	113,280	1,894	1.67	1.12	412	65.8	52.0	
	55	627	115,167	2,019	1.75	1.13	428	68.3	51.6	
	56	624	116,539	2,210	1.90	1.18	475	76.1	53.4	国際障害者年
	57	630	118,245	2,344	1.98	1.22	491	77.9	53.8	
	58	649	118,673	2,378	2.00	1.23	522	80.4	53.5	国連障害者の10年スタート
	59	654	119,995	2,370	1.98	1.25	511	78.1	53.6	
	60	675	123,555	2,376	1.92	1.26	513	76.0	53.5	
	61	677	124,215	2,314	1.86	1.26	494	73.0	53.8	
	62	692	126,055	2,345	1.86	1.25	499	72.1	53.0	
	63	763	135,913	2,593	1.91	1.31	521	68.3	51.5	法改正 雇用率 1.6%
平成	元	776	139,632	2,674	1.92	1.32	532	68.6	51.6	
	2	806	145,185	2,769	1.91	1.32	550	68.2	52.2	
	3	848	152,261	2,888	1.90	1.32	570	67.2	51.8	
	4	858	157,351	3,033	1.93	1.36	595	69.3	51.9	国連障害者年の10年終期
	5	863	158,029	3,061	1.94	1.41	587	68.0	51.4	アジア太平洋障害者の10年スタート 障害者対策に関する新長期計画
	6	895	163,631	3,068	1.87	1.44	595	66.5	50.4	
	7	880	163,634	3,070	1.88	1.45	588	66.8	50.6	障害者プラン
	8	878	164,443	3,039	1.85	1.47	583	66.4	50.5	
	9	876	164,902	3,038	1.84	1.47	564	64.4	50.2	
	10	893	166,442	3,039	1.83	1.48	573	64.2	50.1	法改正 知的障害者算入 雇用率 1.8% (10年7月1日)
	11	964	168,457	3,041	1.81	1.49	574	59.5	44.7	
	12	933	165,338	2,971	1.80	1.49	550	58.9	44.3	
	13	935	166,725	3,004	1.80	1.49	539	57.6	43.7	
	14	922	165,712	2,932	1.77	1.47	498	54.0	42.5	アジア太平洋障害者の10年終期 新障害者プラン (14年12月24日)
	15	916	165,393	2,906	1.76	1.48	490	53.5	42.5	
	16	978	180,798	2,950	1.63	1.46	485	49.6	41.7	除外率制度の縮小 (10%カット)
	17	980	191,896	3,219	1.68	1.49	512	52.2	42.1	
	18	1,048	205,835	3,519.0	1.71	1.52	548	52.3	43.4	法改正 精神障害者算入
	19	1,082	217,044	3,783.0	1.74	1.55	594	54.9	43.8	
	20	1,076	216,871	3,881.0	1.79	1.59	596	55.4	44.9	
	21	1,075	217,125	3,881.0	1.79	1.63	584	54.3	45.5	
	22	1,090	220,047	4,089.5	1.86	1.68	587	53.9	47.0	法改正 納付金制度対象事業主拡大 障害者の雇用義務の 短時間労働者への対象拡大 除外率制度 (10%) の縮小 (22年7月1日)
	23	1,154	247,931.5	4,315.5	1.74	1.65	578	50.1	45.3	
	24	1,171	250,613.5	4,566.0	1.82	1.69	583	49.8	46.8	
	25	1,301	262,754.0	5,077.5	1.93	1.76	623	47.9	42.7	雇用率 2.0% (25年4月1日)

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになりました

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わっています。
事業主の皆さまは、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	従来	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	2.0%
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	2.2%

障害者雇用率制度とは・・・

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者※の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者※の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中の人も含みます。

ご注意！ 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から**50人以上**に変わりました。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者※を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
 - ・ 障害者雇用状況の報告
 - ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出
- など



Q1. なぜ障害者雇用を進める必要があるのでしょうか？

A1. 障害者雇用を進めていく根底には、「共生社会」実現の理念があります。障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要です。

なお、障害者雇用率制度に基づく雇用義務を履行しない事業主は、法律に基づき、雇入れ計画作成命令などの行政指導を受けるとともに、その後も改善が見られない場合、企業名が公表されます。

Q2. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

A2. 「障害者に向いている仕事」「向いていない仕事」というものではなく、一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職までさまざまな職種で雇用されています。

(参考)障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

Q3. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A3. 障害者雇用納付金制度※においても、平成25年4月1日から新しい法定雇用率が適用されます。従って、平成26年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（平成25年4月から平成26年3月までの申告対象期間）から新しい法定雇用率で算定していただくことになります。

※ 障害者雇用納付金制度とは…

法定雇用率を下回っている事業主（従業員200人超）から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給する制度です。

障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備など、経済的負担が伴います。この納付金制度は、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的としています。

Q4. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A4. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、さまざまな支援制度をご利用いただけます。まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

＜利用可能な支援の例＞

○障害者雇用に関する各種相談、職業紹介 → ハローワーク

○職場定着支援、事業主への助言 → 地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター

○各種助成金 → ハローワーク、高齢・障害・求職者雇用支援機構

(参考)厚生労働省ホームページ

トップページ「分野別の政策」＞雇用・労働＞雇用＞施策情報「障害者雇用対策」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/